

<当学会の託児補助の方針案>

1) 男女共同参画担当理事が、毎年の学会本部の予算案作成の際に、「学会託児補助費」をつけてもらうよう交渉する。

2) 託児の実際の資金的補助額は、大会前に検討する。①大会の財政状況、②学会本部の財政状況、③託児希望者の数と託児時間、を総合的に検討し、大会・学会本部・利用者の三者の負担額を決定する。

3) 大会案内には、「補助の予定はあるが、明確な補助額や自己負担額は、申し込み後に決定する」と記載する（つまり、今年と同じ）。もし、上記2)の検討の結果、託児上限金額を示せるようであれば記載すると、利用者は申し込みやすい(例:上限2000円/時間、など)。

<2015年度の案内>

12. 託児施設について

本大会では、託児所を会場内に設置する予定としています。実際の利用に当たっては、利用者の希望を把握した上で利用料金等を設定いたします(利用費は、大会運営費より一部助成し、参加者の負担軽減する予定です)。託児所の利用をご希望の方は、参加申込書に必要事項を記入し9月18日までに申し込みください。詳細につきましては、決定し次第、担当者より連絡いたします。なお、完全予約制ですので、予約のない場合はご利用いただけません。

4) 理事を中心に、大会託児サポート委員を1名選任する。

その委員は、大会実行委員と連携しながら、必要に応じて以下のサポートをする。

[事前準備]

- ・利用希望者との連絡
- ・託児業者の選定・連絡
- ・託児の場所や内容の決定

[大会期間中の託児補助]

- ・適切に託児が運営されているかの確認
- ・改善が必要な点があればその対応
- ・おもちゃ・絵本などの差し入れ、など

[その他]

- ・大会実行委員会は、ファミリー休憩室（申込不要、利用料無料）の設置を検討する